

議案第 5 号

八雲町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

八雲町選挙事務取扱規程(平成 17 年八雲町選挙管理委員会告示第 3 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第 123 条 法第 197 条の 2 《実費弁償及び報酬の額》の規定により委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第 123 条 法第 197 条の 2 《実費弁償及び報酬の額》の規定により委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>ウ 専ら法第 142 条の 3 第 1 項の規程によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図書の頒布又は法第 143 条第 1 項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書に表示することのために使用する者</u></p> <p><u>1 日につき 15,000 円以内</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 2 日から施行する。